## 狭山市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表 (令和7年4月版)

総合事業については、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

狭山市内の事業者が他市町村の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により設定されたサービスコードを使用します。

なお、狭山市以外の事業者が狭山市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供する場合は、狭山市の基準等により設定したサービスコードを使用します。

## 訪問型サービス

- 1. 訪問型サービス(独自)サービスコード表(サービス種類コードA2)
  - 平成29年4月以降に旧介護予防訪問介護に相当するサービス事業の指定を受けた 事業者が使用します。
- 2. 訪問型サービスA (独自/定率) サービスコード表 (サービス種類コードA 3 (A 3-1))

総合事業の指定のみを受けている事業者(シルバー人材センターなど)が使用します。

3. 訪問型サービスA (独自/定率) サービスコード表 (サービス種類コードA 3 (A 3-2))

介護保険サービス事業の指定を受けている事業者(居宅サービス事業者)が使用します。

## 通所型サービス

- 1. 通所型サービス(独自)サービスコード表(サービス種類コードA6) 平成29年4月以降に旧介護予防通所介護に相当するサービス事業の指定を受けた 事業者が使用します。
- 2. 通所型サービスA (独自/定率) サービスコード表 (サービス種類コードA 7 (A 7-1))

平成29年4月以降に通所型サービスAの指定を受けた事業者が使用します。

## 介護予防ケアマネジメント

- 1. 介護予防ケアマネジメント 費用コード
- (注意)予防給付のサービスを利用する場合は、介護予防サービス計画になりますので、 「介護予防支援サービスコード」を使用します。